

「写」

七中総総第四二四号

令和七年六月二十四日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

原 田 賢 一 様

損害賠償の額の決定に関する専決処分報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、左記のとおり損害賠償額の決定を専決処分しましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第二項の規定により報告します。

記

一 事件名

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十九条第一項等の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年三月三十一日

三 損害賠償額及び損害賠償の相手方

番号	損害賠償の相手方	損害賠償額
一	東京都台東区谷中 女性（事件当時の年齢 二十九歳）	千六百三十四円
二	埼玉県草加市松江 女性（事件当時の年齢 六十三歳）	千五百六十一円
三	東京都大田区東馬込 男性（事件当時の年齢 三十一歳）	一万二千五百十五円
四	東京都足立区東和 女性（事件当時の年齢 六十三歳）	四万六百元
五	東京都江東区住吉 女性（事件当時の年齢 六十歳）	八万八千八百七十五円
六	東京都立川市一番町 男性（事件当時の年齢 三十二歳）	四万二十七円
七	神奈川県相模原市緑区西橋本 女性（事件当時の年齢 二十四歳）	二百四十円
八	東京都中央区銀座 女性（事件当時の年齢 四十四歳）	二万八千二百九十九円
九	千葉県習志野市津田沼 女性（事件当時の年齢 三十二歳）	千六十三円

総 額	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
	女性（事件当時の年齢 四十八歳） 東京都小金井市東町	女性（事件当時の年齢 三十六歳） 東京都台東区千束	女性（事件当時の年齢 五十四歳） 東京都中央区日本橋馬喰町	女性（事件当時の年齢 三十七歳） 東京都中央区晴海	女性（事件当時の年齢 五十歳） 東京都中央区新川	男性（事件当時の年齢 二十七歳） 東京都中央区晴海	女性（事件当時の年齢 三十九歳） 東京都北区赤羽北	女性（事件当時の年齢 三十二歳） 東京都杉並区堀ノ内
三十一万五千九百九十五円	四千百七円	二万千九百九円	三万三千七百五円	五百三十二円	六千四百八十三円	二万三千百四十三円	五千六百二十九円	五千六百七十三円

四 事件の概要

令和六年七月三十日、区職員等十七名に対する初任給の算定の誤りが判明したことから、正しい給与の額との差額に係る遅延損害金を支出することとなった。このため、民法第四百十九条第一項等の規定に基づき、本区に対して損害賠償の請求があつたことに伴い、前記金額のとおり損害賠償額を決定したものである。